

令和 7 年 6 月 2 6 日

令和 7 年度独立行政法人国立公文書館調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、独立行政法人国立公文書館は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCA サイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和 7 年度独立行政法人国立公文書館調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 国立公文書館における令和 6 年度の契約状況は、表 1 のようになっており、契約件数は 54 件、契約金額は 2,149,617,187 円である。その内訳として、競争性のある契約は 47 件 (87.0%)、2,093,742,100 円 (97.4%)、競争性のない随意契約は 7 件 (13.0%)、55,875,087 円 (2.6%) となっている。令和 5 年度と比較して、競争性のない随意契約の件数は同数だったものの、金額は増えている。金額が大幅に増えているのは、複数年に渡る契約が複数あったためである。

表 1 令和 6 年度の国立公文書館の調達全体像（単位：件、億円）

	令和 5 年度		令和 6 年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(84.9%) 45	(95.9%) 5.9	(77.8%) 42	(92.4%) 19.8	(△6.7%) △3	(336.6%) 13.9
企画競争・公募	(1.9%) 1	(0.0%) 0.0	(9.3%) 5	(5.0%) 1.1	(500.0%) 4	(432.8%) 1.1
競争性のある 契約（小計）	(86.8%) 46	(95.9%) 5.9	(87.0%) 47	(97.4%) 20.9	(102.2%) 1	(354.6%) 15
競争性のない 随意契約	(13.2%) 7	(4.1%) 0.3	(13.0%) 7	(2.6%) 0.6	(0.0%) 0	(223.6%) 0.3
合 計	(100%) 53	(100%) 6.2	(100%) 54	(100%) 21.5	(101.9%) 1	(349.3%) 15.3

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 比較増△減の（ ）書きは、令和 6 年度の対令和 5 年度伸率である。

- (2) 国立公文書館における令和6年度の一者応札・応募の状況は、表2のようになっており、契約件数は17件(36.2%)、契約金額は1,447,745,517円(69.1%)である。令和5年度と比較して、一者応札・応募による契約の割合が件数・金額ともに増えている。金額が大幅に増えているのは、複数年に渡る契約が複数あったためである。17件の契約案件については、参加希望があった者から事情聴取を行うなどの原因分析を行っており、次年度以降の対応として、反映するよう努めていくこととしている。

表2 令和6年度の国立公文書館の一者応札・応募状況 (単位：件、億円)

		令和5年度	令和6年度	比較増△減
2者以上	件数	36 (78.3%)	30 (63.8%)	△6 (△16.7%)
	金額	4.2 (71.4%)	6.5 (30.9%)	2.2 (153.3%)
1者以下	件数	10 (21.7%)	17 (36.2%)	7 (170.0%)
	金額	1.7 (28.6%)	14.5 (69.1%)	12.8 (856.5%)
合計	件数	46 (100%)	47 (100%)	1 (102.2%)
	金額	5.9 (100%)	20.9 (100%)	15.0 (354.6%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約（一般競争、指名競争、企画競争、公募）を行った計数である。

(注3) 比較増△減の()書きは、令和6年度の対令和5年度伸率である。

2. 重点的に取り組む分野

上記1の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、一者応札・応募の件数を削減するため、平成30年1月より開始した入札説明書の電子媒体による交付及び平成30年4月より導入したオープンカウンタ方式での調達を引き続き継続し、新規事業者の参入を促し、競争性の確保に努め、更なる経費の削減を図ることとする。

(1) 入札説明書の電子交付

平成30年1月より開始した入札説明書（仕様書含む）の電子交付を引き続き行い、新規業者の参入を促す。

(2) オープンカウンタ方式

少額随意契約のうち物品の購入及び印刷製本について、オープンカウンタ方式での調達を引き続き行い、更なる経費の削減を図る。

3. 調達に関するガバナンスの徹底

随意契約に関する内部統制の確立

新たに随意契約を締結することとなる案件（少額である案件を除く。）については、国立公文書館幹部会に事前に報告し、独立行政法人国立公文書館会計規程（平成13年規程第6号）第34条に規定する「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。

ただし、緊急の場合等止むを得ないと認められる場合は、事後的に報告を行うこととする。

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、国立公文書館幹部会により調達等合理化に取り組むものとする。

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、競争性のない随意契約及び一者応札・応募案件に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、国立公文書館のホームページ等にて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。